

IWATE・あんしんサポート事業とは

さまざまな生活課題を抱える生活困窮者等の相談に応じ、日常生活上の福祉的な困りごとの解決に向けて支援していく社会貢献活動（地域公益）事業です。

現在、県内の72社会福祉法人が各市町村の社会福祉協議会等と連携して、あんしんサポート相談員158名を設置しています。

※ 共生会では、サントピアにあんしんサポート相談員1名を設置しております。

例えばどのような人が支援を受けられるのか？

- 生活保護を申請中。決定するまで時間がかかり、受給するまで困っている人
- 生活保護ではないが、一時的に経済的援助等が必要な人
例) 体調を崩して仕事が出来なくなってしまい、支援が必要
アルバイトを探しているが、ガソリンがない 等

※この事業は生活復帰するためのつなぎの役目を果たしています。

あんしんサポート相談員とは

あんしんサポート相談員は、支援を行う対象者の自宅を訪問し、生活状況を確認します。訪問する際は、情報提供者（生活困窮者自立支援事業者、社会福祉協議会、市町村、介護支援専門員、民生委員・児童委員等、世帯の生活状況を把握している者）と連携して行います。

- ① 支援対象者の自立に向けて、まずは、次の各種制度・サービスの利用が活用できるかを検討し、生活課題を解決することに適した既存制度がある場合には、関係機関と調整の上、利用に係る手続等を支援します。
 - (1)生活困窮者自立支援制度（家計相談、住居確保給付金の支給等）
 - (2)生活福祉資金貸付制度（生活費及び一時的な資金の貸し付け）
 - (3)フードバンク岩手（食糧の提供）
 - (4)その他、生活保護制度、介護保険制度、障害者福祉サービス等
- ② 支援対象者の生命に関わる緊急性や既存制度では対応しきれない福祉的課題が認められる場合は、1世帯5万円を上限として経済的援助（現物給付）を行います。
但し、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、支給対象外になります。
 - (1)生活保護受給世帯
 - (2)あんしんサポート相談員の訪問を拒否する場合
 - (3)その他、本事業による支援が適当でないと判断した場合
（暴力的言動、著しく非協力的態度等）

詳しくは、岩手県社会福祉協議会ホームページの IWATE・あんしんサポート事業をご覧ください。

<http://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/anshin.html>

[相談窓口] 特別養護老人ホーム サントピア (0195-20-1010)